

災害時における物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他が発生または発生のおそれがある場合に必要な食料・物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市域外の災害について、国及び関係地方公共団体から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、物資の調達の可否・日時・種類・個数は甲乙別途協議の上、これを定める。

- （1）弁当類を中心とする食料品
- （2）飲料水

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

3 この協定の目的を達成するため、乙はその供給可能商品、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は避難所運営責任者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(安全衛生管理)

第6条 甲及び乙は、物資が安全安心に消費されるために、物資の特性を十分に考慮し、製造・運搬・供給・保管・配布の各過程において、安全衛生管理面に特に注意しなければならないが、第5条の引渡前については乙が、引渡後については甲が、それぞれ責任をもって安全衛生管理を行う。

2 消費期限内に物資が消費されなかったことにより、又は引渡し後の安全衛生管理の瑕疵により、食中毒等安全衛生管理上の問題が生じた場合は、乙は一切の責任を負わない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第8条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、甲は乙からの請求後速やかにその代金を支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）を基準として甲と乙が協議して決定する。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは同一条件にて1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月18日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元 喜造

乙 大阪市北区鶴野町3番10号
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 岩寄 智彦